

近代日本経営史における同業組合 の位置と役割

藤田 貞一郎

I 同業組合を如何に問題とするか

思うに、近世日本社会＝徳川幕藩体制崩壊後の、近代日本社会＝資本主義体制の経済社会を念頭に描く場合、ひとはともすれば、一方に近代的開明的な政府を置き、他方に営業の自由の旗印のもと、その経済社会の構成分子として、自由な企業活動に邁進する自立的な私的個別経済主体を考えているようである。が、歴史の現実はそのようになって、それら両者の中間に位置する業界団体（中間組織）が存在し、また案外重要な役割を演じていた事を、われわれは理解しておくべきではなかろうか——なお、軍事的半農奴制的資本主義という概念規定でもって、講座派の出発点を築いた山田盛太郎にも、同業組合についての関心が全く欠除していることは、ここで指摘しておかねばなるまい——。

政治権力の圧倒的優位をその制度的特質とする近世日本社会とは異なり——そうした社会に存在した株仲間の意義については後に触れることにする——、近代日本社会は「国家からの自由」なる表現の妥当する、政治権力から自立した経済活動の容認される社会である。かかる社会において、自立的な私的個別経済主体が、自由な企業活動に邁進したという推定と判断が成り立つというのも、ひとつの学問の方法論として考えられるであろう。だが、そうとは必ずしも云えないという推定と判断も他方の方法論として考えられるのでないだろうか。また、そういう具合つまり後者のように推定して史実を探索して見ると、数多くのこれに関する証拠を見出すことができるというのが、私の主張であり、問題提起なのである。

政治と経済が分離したがために、かえって個別経済主体がそれぞれ業界団体を組織することによって、政治に影響を及ぼそうとする場合も考えねばなるまい。また自由な企業活動といっても、そこには一定のきまりが枠組として想定されるものである。そのきまりに相当するもの、それはいうまでもなく、近代日本社会では、帝国議会で認められた民法や商法を初めとする経済関係諸法である。そうした諸法の整備過程を法制史的に追求することは、本稿の課題ではないが、明治新政府成立後ただちに整備が完了したものではなかったことには、留意しておくことにしたい。

先に、私は近世日本社会は政治権力の圧倒的優位をその制度的特質とするといったが、盛んに商工業活動に従う経済主体、たとえば三都や城下町の、商人や職人が居たことは周知のところである。近年の日本経済史研究において、17～18世紀に「経済社会の成立」なる見出し語を使うに至る所以でもある。近世における商品流通・商品経済の発展は、債権債務にかかわる訴訟一般に関する法形成を促し、享保～宝暦（1716～1764）期には「大坂分散法」として一括される、債務決済方式に関する「判例」と分散執行について町奉行所が発した「触」からなる、近世経済法の存在にも気付かざるを得ない¹⁾。しかし、近世社会における経済法の整備は、その社会の制度的特質からしても十分に展開を見ることがなかったのが、事実であった。そうした社会において、生産力の高まりを背景に発展する商品流通・商品経済における営業活動に、一定のきまり・枠組を与えて、重要な機能を果たしたものが、それが株仲間である。

株仲間の経済的機能については、既に宮本又次が、(i)独占機能、(ii)権益擁護機能、(iii)調整機能、(iv)信用保持機能があったと指摘している²⁾。この四つの機能のうち前二者を排除し、後二者を存続させる組織として成立するのが³⁾、本稿が主題とする同業組合である。ホモ・アクムラートル *homo accumulator*（積み重ねるヒト）とも定義し得る人間が織りなす社会現象——経済・経営活動はその一部にすぎない——の現われ方には、先行する時代のあり方が前提条件として無視できないことはいふ迄もない。明治33（1900）年の重要物産同業組合法によって、法的基盤を得て設立される各種の同業組合の位置と役割を明らかにするに際しても、また、それが機能した時代と社会を考察するだけでなく、先行する時代と社会をも視野に入れた上で考察する必要がある。近代日本の産業諸法の立法史は、欧米先進資本主義国からの法知識の大々的輸入をその特徴とするが、日本在来法の伝統が考慮された事例が若干ある。すなわち外来の制度によらざる産業立法、その代表例のひとつが同業組合に関する法規である⁴⁾。

次に、もうひとつ留意しておくべきことがある。大正3（1914）年の大阪工業会、同6年の日本工業倶楽部の設立を見る迄は、各地の商業会議所以外の経済団体は、業界団体たる各種の同業組合それに各地の酒造組合とその連合会だけであったという、事実である。

以上を前置きとして、近世社会のあり方をも視野に入れながら、近代日本社会における企業経営活動における業界団体（中間組織）である同業組合の位置と役割について、従来の研究成果の要約に、最近の若干の新たな事実の検出をも加えて、問題提起することにした。

1) 曾根ひろみ「大坂における訴訟と裁判——金銀出入を中心に——」（『ヒストリア』113号、大阪歴史学会、1986年）。

2) 宮本又次『株仲間の研究』（有斐閣、1938年）。

3) 矢野達雄「職工・徒弟条例制定問題の歴史的意見」（『阪大法学』112号、1979年）。

4) 福島正夫「殖産興業政策と産業諸立法」187～188ページ（同編『日本近代法体制の形成 下巻』日本評論社、1982年）。

II 重要物産同業組合法の制定

まず、はじめに興味深い史料を掲げることにする。

(史料1) (圏点は筆者、以下同様)

1. 工業組合ヲ重要輸出品ノミナラズ中小工業全般ニ及ボスベキコト
2. 問屋資本主義ノ勢力駆逐ノ為工業組合ニ商人ノ加入ヲ許サザルコト
3. 大工業ヲ加入セシメテ統制ノ実ヲ挙ゲルタメ連合会ヲ設ケ大工業ハ一組合トシテ取扱フコト
4. 加入ニ就テハ任意ナルモ一定地区ニ於テハ全部ガ強制的ナル統制ヲ受クルモノトスルコト
5. 同業組合カラ工業組合ヲ脱退セシメルコト

これは、昭和5(1930)年3月の商工省工務局「重要輸出品工業組合法ノ改正ニ関スル資料」の一節である。

ここで「問屋資本主義」勢力の牙城とされている同業組合は、近代日本の経済社会において、どのような社会経済的条件のもとに成立し、どのような役割を演じて来たのであろうか。商人の加入を許さない業界団体として工業組合はここでその位置付けを与えられているわけだが、政府は一体いつ頃から、国法上も明確な地位を有する同業組合を、否定ないしは解体させることに、その政策方針を変更したのだろうか。次にこれらを説明することにしよう。

少し時計の針を戻すことにする。さて、慶応4(1868)年5月の商法大意では明治新政府によってまだその再編成が試みられていると思われる株仲間も、明治3(1870)年の通商司心得によってその解体の方針が明確にされる。近世、天下の台所であった大阪府では明治5年4月に甲第138号布達によって株仲間は最終的に解体される。ところが、これによって商法が不規律に流れ、取引が乱れるようになったとして、多年來の慣習と信用とを誇りとする旧來の商家によって、もとの株仲間的な性質をなお濃厚に継承した同業組合がはやくも設立されはじめる。大阪では同年10月藍仲買商の永続組が組合を結成する。ついで翌6年には36の組合、7年中には、138、8年には23、9年には2の組合が結成された⁵⁾。

近世三都のひとつ京都では明治4年9月に株仲間解放令が出る。が、その趣旨は必ずしも十分には貫徹せず、ゆり戻しの動きが執拗に潜在する。その動きが顕在化するところに、15年11月の「商工組合設立ヲ請フ建議」がある。京都商工会議所会長の名をもって京都府知事北垣國道に提出されたこの建議は、「同商同業ハ利害相感ジ得失相符ス期セズシテ然リ」、「組合ヲシテ各其業務ニ関スル利害得失ヲ審究セシムル者是ナリ」、「各商工ヲシテ其類ニヨリ組合ヲ為サシメザル可カラズ」などと述べ、行政権力の力を借りた上での商工組合すなわち同業組合の

5) 宮本又次『日本ギルドの解放——明治維新と株仲間——』(有斐閣, 1957年) 9ページ。

設立を目論見る。この建議に対して、翌16年4月京都府知事北垣國道の名でもって、京都府令甲第19号が布達される。これに基づき商工会議所は「商工業組合旨趣」ならびに「組合方法手続概則」を發して、組合設立につき指導した。かくしてまたたくうちに、112の同業組合が組織された。ここで興味あることは、甲第19号があげる組合業目名と建議のそれとのちがいである。すなわち、商工会議所側は「卸売商」・「親方」・「棟梁」の組合組織を目論見たのに対して、行政側はそれを排除し、「卸売商」・「親方」・「棟梁」をも構成員として含む、当該業を「営ムモノ」全員による組合組織を構想したと解釈できることである。いいかえれば、會議所側は「卸売商」など旧来の有力業者の地位保全のための組織を求めるのに主眼点があったのに対し、行政側は明治国家における経済関係諸法の整備が未だ行われていない段階における業界秩序の維持のための組織を求めるという点において、建議を受けとめ府令甲第19号を布達したと思われる⁶⁾。

最後に東京では、明治12年東京商法會議所が、時の東京府知事に「各商同業組合設立ノ儀ニ付建白書」を提出し、その中で「問屋株廃止」は「同業組合ヲモ禁ず」るものではないと解釈しているという見解を述べ、また「拘束ノ制」と「順便ノ制」を混同すべきではないとして、株仲間は単なる独占組織にとどまらず、関係業界の營業の秩序を維持する機能をも有していたとの理解の上に、後者の面での株仲間の評価、すなわち同業組合の公認を、東京商法會議所は時の東京府知事に請願している⁷⁾。

以上に見たような事情に加えて、阿波藍業あるいは長野蚕糸業といった各地の在来産業の組織化政策⁸⁾、つまり各府県における勸業政策の展開が両々相俟って前提となり、農商務省によって制定されるのが、明治17年11月の同業組合準則である。

その趣旨は、「同業者組合を結び規約を定め、營業上の福利を増進し、濫悪を矯正するを図る者不勤候處、往々其の目的を達すること能はざる趣に付、今般同業組合準則相定候条向後組合を設け、規約を作り認可を請ふ者あるときは、此の準則に基き可取扱此旨相達候事、但し認可の都度当省に届出づべし」ということであった。翌年8月、農商務省第35号で「同業組合準則は、専ら重要物産の改良増殖に関する農商工業者の組織に限り適用すべき儀と心得べし」とあらためて示達したことからも分るように、政府の目標は重要物産の改良増殖にあり、決して株仲間の再現そのものを策していたわけではない。しかし、ゆり戻しの動きはいかんともしがたく、政府の予想を超えた範囲にまで同業組合は設置された。明治19年11月末には、全国で商業の組合628、工業の組合404、商工業の組合547、計1,579組合に達した。

同業組合準則の第4条は、同業者3/4の同意により同業組合ができた場合、他の1/4の同業

6) 拙稿「明治15～25年の同業組合——京都の場合——」(『同志社商学』35巻2号, 1983年)。

7) 拙稿「同業組合に関する二・三の資料」(『社会科学』38号, 同志社大学人文科学研究所, 1987年)。

8) 竹内庵「明治前期同業組合の一考察」(『社会経済史学』42巻5号, 1977年)。

者に対し、その組合に加盟すべき義務を負わせていたが、加盟を拒む者に対しての制裁を加える方法は規定されていなかった。これに対して、同業者の間から今一段厳格なる法令を求める声があがり、その結果明治23年勅令第208号（省令府県令等の罰則に関する件）の範囲内で罰則を付し、あるいは違警罪中に組合未加入者を処罰する条項を加えることとなったようである⁹⁾。準則は、同業者は同盟して営業上の弊害を改め、利益を図るものとしているが、それが強制加入という条件のもとでのものであることを考える時、独占の排撃を内容とする営業の自由とは異なった理念に立っていることに気付かざるを得ない。営業の自由を求めて反独占闘争が行なわれた結果としての株仲間解散ではなかったのだから、それはまた当然の成行であったのかも知れない¹⁰⁾。

かかる同業組合準則と各種同業組合の位置と役割の変化に、大きな影響を及ぼすことになったのが、帝国憲法の発布である。

（史料2）

商工業組合の取締方に就いて

商工業組合の取締規則は憲法の発布と共に其効力を失ひ今日にては唯だ当業者相互の約束に任かしあるの姿なるが何分制裁の力なく組合規則を犯すも之れを処罰すること能はざるが故に規則は有れども無きが如く弊害百出物産の盛衰上大関係あるを以て北垣京都府知事は大に之を憂ひ何とか取締の方法を設けんとするも事地方官職権の外にありて如何とも為すべき様なくさりとて此儘に打棄て置きては小は府下重要物産の衰頽を招き大は国家の利益を損すること尠なからざるにより曩きに農商務大臣に向ひ取締規則の発布を稟請したり同大臣よりは未だ何等の沙汰もあらざれど右は職工条例と密接の関係を有するにより同条例制定の要否決するまでは何とも致方なかるべしといふ（明治24年9月20日付『中外電報』）

上記新聞記事にいう帝国憲法の関連条文は第22条であるが、この条文の「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住移転ノ自由ヲ有ス」とする理念に基づき、同業組合の取締規則はいづれもその効力を失ったのである¹¹⁾。（史料2）が伝える北垣京都府知事の伺を受けて、明治24年農商

9) 拙論『近代日本同業組合史論序説』——国連大学、人間と社会の開発プログラム研究報告——（国際連合大学、1981年）。

10) 拙稿「京都における同業組合の成立と衰退」（秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会、1979年）。同「同業組合と営業の自由」（『季刊日本思想史 日本人の経営理念』14号、ベリカン社、1980年）。

11) 明治23年12月19日付『中外電報』に次の記事がある。「去る十四・五の両日間丹后後中郡縮緬業組合の取締所に於同国与謝竹野中三郡の縮緬業者中の議員三十余名が臨時会を開き丹後縮緬業取締規則は憲法第二十二條に依りて消滅したるに付其組合を解散するや將た従前の通り三郡一致して組合を存し置くや否に對し議したるに与謝中両郡の議員は異口同音に孰も組合を設けたるより顕れたる功績は是尠少なからざれば今更解散するも遺憾なれば従前より一層其組織を鞏固にせん^(マ)と主張し竹野郡の議員は解散説を唱へ堅く取て動かざりしが遂に多数にて解散することとなり」

務省は各府県知事に指令を下す。「各地方特有重要物産保護上其商工業ノ發達永續ヲ必要トスル場合ニハ該業ニ限り去十七年本省第三十七号達同業組合準則ニ抛ラスシテ特ニ取締規則ヲ設ケ之ヲ規約シ得ル」と。これに従って、以後数多くの府県で同業組合取締規則が制定されていく。京都府では、明治25年7月29日京都府同業組合取締規則を公布、同年10月1日より施行した。対象となった業種は、京都西陣織物製造業・丹後縮緬業・京都染業・京都粟田陶器商工業・京都巽組陶磁器商工業・京都刺繍工業・京都漆器商工業・京都糸相物商工業である。規則の第2条は「前条の営業者は工作の弊習を矯正し営業の秩序を整理するの目的を以て種類毎に組合を設け之れに加入すべし」と、強制加入の理念に立ち、違約処分条項をも備えている。

かような制度史的前提に、さらに日清戦後経営下における輸出振興策が政策要因として加わることによって、明治30年重要輸出品同業組合法の制定という史実が記録されることになる。在来産業あるいは中小工業振興策ないしは輸出振興策の視点から同業組合問題を考察しようとする研究方向が最近目につく。この視点が重要であることに異論はないが、株仲間のゆり戻し、株仲間再評価の動きを見落すことは許されまい。この点を教えて呉れる(史料3)と(史料4)をあげておきたい。明治30(1897)年4月12日に重要輸出品同業組合法が公布されたことを記念して、同年5月16日に東京市京橋区築地1丁目柳花苑で東京貿易雜貨商組合ほか46組合の頭取などが「同業組合法発布記念祝宴大会発起準備会」を開催した。その際の発言の一節である。まず、実業団体中央本部の福島宜三はいう¹²⁾。

(史料3)

本法ヲ発布スルニ至ル迄ハ政府及議會ノ或ル部分ニ多数ノ反対者アリテ当初吾々ノ興望トシテ提出セル意見ハ一般供用物品ニ対スル者ニシテ需給ノ内外ヲ問ハサリシニモ拘ハラス政府ハ十二分ニ此希望ヲ容レスシテ此法案ヲ発布セラレ其第十九条ノ附則ヲ設クルニ付キテモ百方運動尽力シタルノ結果ナリ……(中略)……此際一大祝宴ヲ開催シテ吾々カ多年不完全ナル準則ノ下ニ立テ完全ナル組合法ノ制定ヲ希望シ居タル熱心ノ結果之レカ法律トナリテ出タル喜ビヲ表白スルト同時ニ一致結合ノ鞏固ナル事ヲ政府ニ感セシムルハ他日若シ本法律改正ノ必要ヲ生スル場合其他一般税法ノ如キ種々困難ナル問題ノ起リタル時ニ当リテモ或ハ容易ニ議會ヲ通過セシメ吾人ノ希望ヲ貫徹スルノ便益ヲ得ベキノ道ヲ開クニ致ラン事ヲ信スルナリ

巻煙草製造営業組合頭取岩谷松平も「抑モ同業組合法制定ニ関シテハ吾々多年運動ノ結果此ニ至リシモノ」と述べるが、東京仕入形付職業組合の山口鉄之助の発言は、(史料4)にあるがごとく、同業組合法成立史における株仲間のゆり戻しの動きの存在を明示しており興味深い。

(史料4)

抑モ同業組合法ニ付テハ両三年非常ニ運動ヲナシ客年十月当路ノ大臣始メ各大臣ヲ歴問シ

12) 前掲拙稿「同業組合に関する二・三の資料」

テ目下我邦ニ組合法ノ必要ナル事ヲ説キ幸ニ有力諸君ノ尽力ヲ以テ發布ヲ見ルニ至リシハ
 実ニ大慶ト云フベシ……（中略）……同業組合ハ世間事珍シキ如ク云フト雖ドモ三十年以
 前ノ昔ハ生産品不生産品共ニ此法皆ナ備ハリ湯屋理髪職等ノ細微ニ至ルマテ組合ニ由リテ
 相当ノ利ヲ収メ居タル事明カナリ今ヤ此ノ法ノ發布アリシハ即三十年ノ昔ニ回復シタルモ
 ノト考フ……（中略）……昔シ組合ノ組織アリシ当時ニ於ケル争論紛議ハ個々組合間ノ仲
 裁ニ由リ其組合内ニテ治マリ優勝劣敗金力ノ為メニスル等ノ事稀ナリシニ由ルモノニシテ
 爾来理屈ト共ニ訴訟ノ殖エタルハ組合自治ノ法律ナキガ故ナリ

以上によって東京の400有余の組合が30年前すなわち近世の株仲間の機能の回復を求めて長く運動を続けていたこと、重要輸出品同業組合法の公布は不満足ではあるがその成果の一里塚と判断していること、折あらば「一般供用物品」すなわち輸出品に限定せず国内向け産業にもその法の適用範囲を拡大する「法律改正」を議会を通じて実現させる希望を抱いていたことなどがわかる。（史料3）にいう「第十九条ノ附則」とは「輸出ニ属セサル物品ト雖同業者ニ於テ必要ト認ムルトキハ仍本法ヲ準用スルコトヲ得」とする条項であるが、この準用条項の存在は、重要輸出品同業組合法の登場をただ単に輸出振興策の一環、あるいは日清戦後経営論の視角からのみ解釈するにとどまることを許さないと、私は考える。また、株仲間——（史料4）では「組合ノ組織」などと表現している——の機能として「争論紛議」を「組合間ノ仲裁」によって解決することをあげていることに留意しておきたい。

かくて、「第十九条ノ附則」という準用条項があるからには、明治33年の重要物産同業組合法の成立は、早晩起り得るもはや既定の経過であったとさえいってよいかも知れない。その第1条・第2条をあげておく。

（史料5）

第一条 重要物産ノ生産、製造又ハ販売ニ関スル営業ヲ為ス者ハ同業者又ハ密接ノ関係ヲ有スル営業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得

第二条 同業組合ハ組合員協同一致シテ営業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的ト為ス

この第1条の文言の重要物産の部分重要輸出品としていたのが、これに先立つ法律であった重要輸出品同業組合法の第1条であった。明治17年の同業組合準則では単に「農工商ノ業ニ従事スル者ニシテ同業者或ハ其ノ営業上ノ利害ヲ共ニスル者」とするに止っていたのが、「生産、製造又ハ販売ニ関スル営業ヲ為ス者ハ同業者又ハ密接ノ関係ヲ有スル営業者相集リテ」という具合に、商人と製造業者の両者を含む同業組合を設置し得るという表現が明記されるのは、明治30年の重要輸出品同業組合法をもって嚆矢とする。

こうして、国法を基盤に成立することになる同業組合は¹³⁾、賃金規制機能・雇傭規制機能・

13) 大正5（1916）年の農商務省令第8号重要物産同業組合法施行規則の第1条は「同業組合ノ名称中

価格規制機能・品質規制機能¹⁴⁾・製品検査機能を有し得る、同一地域内強制加入全同業統制力を有する組織であり、法人¹⁵⁾であった。商人仲間と職人仲間に分れていた株仲間体制とは異なり、同一産業に属する商・工全業者強制加入の同業組合は、この段階にあっては問屋資本の利害に極めて有利な組織であった。株仲間とは異なり、特定の重要物産につき、その生産または販売を業とするものはすべてこれを同業者として組織する同業組合は、むしろ問屋資本の存在を補強、いや助長する面すらあったと思われる。

政府は、かかる同業組合を輸出振興策のための製品検査の観点から、或いはまた明治後期の地方勸業政策における国庫補助金の受け皿とする観点から¹⁶⁾、同業組合をその経済政策構想の中に、ともかく市民権を有する業界団体として位置付けていたことは疑い得ないし、またこの面に関する研究もいくつかある。が、それなりに理解した19世紀欧州風の営業の自由あるいは「産業ノ自由」¹⁷⁾を移植しようとした政府にとっては、株仲間のやり戻しの動きも否定しがたくこれを受け入れて成立させて来る同業組合制度であるから、これをすべての業種に積極的に根付かせる意図はなかったと思われる。明治21(1888)年に大日本綿糸紡績同業連合会が政府に同業組合準則の適用を申請したところ、政府は同業組合準則は小事業に適用すべきもので紡績業のような大事業に適用すべきものではないとして却下した事実、明治30年に全国酒造組合連合会が第7回大会の議案として重要輸出品同業組合法に準拠する酒造組合の設立を用意したが、結局保留せざるを得なくなり、国税徴収の目的からする酒造組合規則(のちには酒造組合法)による醸造業者すなわち製造業者のみの業界団体とされ、重要物産同業組合法によるものではなかった事実を、その証拠としてあげておくことにする。

Ⅲ 政府の同業組合解体の試み

同業組合が商業会議所の基盤であった¹⁸⁾、あるいは大阪市政は名望家＝同業組合体系に依拠

ニハ同業組合ナル文字ヲ用フヘシ同業組合ニ非ザルモノハ其ノ名称中ニ同業組合ナル文字ヲ用ウルコトヲ得ス」としている。この規定が、これ以前にもあったかどうかについては、この施行規則をさかのぼる時期の史料を見出していないので、今のところ何ともいえない。

14) 同業組合の品質規制機能については、安岡重明「明治期大阪における同業組合の品質規制」(『彦根論叢』262・263号、滋賀大学経済学会、1989年)、同「市場の拡大と同業組合の品質規制」(『同志社商学』42巻4・5号、1991年)。

15) 重要物産同業組合法第6条「同業組合及同業組合聯合会ハ法人トス」。

16) 斎藤修「明治後期の府県勸業政策——予備的観察——」(一橋大学『経済研究』35巻3号、1984年)、大森一宏「日露戦後経営と殖産興業」(『日本歴史』514号、1991年)。

17) 次のような表現がある。「組合ニ於テ製品工賃ノ等位ヲ定ムルハ産業ノ自由ヲ妨害スルノ弊ヲ生スル虞アルヲ以如此定款ノ規定ハ之ヲ無制限ニ認容スヘキモノニ非ス」(明治44年11月農商務大臣の変更命令)(小池金之助『同業組合及準則組合』217ページ、昭和図書、1939年)。

18) 上川芳実「明治期大阪商業会議所の議員構成」(『社会科学』38号、1987年)。

した支配構造すなわち「予選体制」であった¹⁹⁾、という研究成果もあるので、同業組合のこれらの側面にも触れねばならぬ所であるが、先を急ぐことにする。

以上述べて来たことからわかるように政府が同業組合なる業界団体を国法で認めることになったのは、輸出振興策の一環としてであったことにつきると思われる。この限りで製品検査権の問題は重要な論点となる。大正5（1919）年の重要物産同業組合法改正は同法施行以来初の改正でもあったが、同業組合の役員及び検査員といった同業組合内部の重要な機関に対する管理・監督強化を主たる内容とするものであり、しかも就中重要輸出品を扱う同業組合を念頭においた改正であった。改正直後設けられた経済調査会はその議案のひとつに「重要輸出品ノ品質齊一ニ関シ施設スヘキ事項（不正貿易排除策）」をとりあげていたが、ここで同業組合についての論議が行なわれる。調査会場で、議案提出者の農商務省商工局長岡実が当局の希望としては製造業者を輸出組合に組織して、それを通じて輸出振興をはかることを考えているが、役人が勧めるだけでは難しいのだと、述べている²⁰⁾。

さて、後段でやや詳しく述べるように、大正14（1925）年の輸出組合法と重要輸出品工業組合法の両法の制定は、製造業者と商人（具体的には問屋資本）の分離、それはいいかえると政府による問屋資本抑制策のひとつであり、同業組合解体の試みの第一段階であったのだが、それに至る動きはもう少しさか上らせることができる。すなわち、明治43（1910）年生産調査会の「外国貿易助長の方法及び施設に関する答申案」は「輸出組合の組織化」が必要であるとしている。「大概の商品には、同業組合の組織ありと雖も、此は内地間の取引を主眼とするに止まる。然るに日本名物たる雑貨の販路不確実なる製産者及び問屋が常に同志撃をなし、内に於て粗製濫造を顧みず、外に於ては商品の横溢放売を来すに因ること多し」との判断に基き、その対策として「普通の同業組合以外更に輸出同業組合を組織」すべきであり、「当局者亦進んで此種組合の組織を奨励する必要ありと認む」としている。

輸出組合法と重要輸出品工業組合法の制定は、単に輸出振興策の観点からその意義付けをするのではなく、問屋資本抑制策の観点からも考察する必要があることは、（史料6）の主務大臣の指定による輸出組合が扱う重要輸出品目を、重要輸出品工業組合が扱う品目と比べて見るとわかる。

（史料6）

綿織物（交織物を含む）・同製品および綿織糸・絹織物（交織物を含む）・同製品および紡績絹織物糸・毛織物（交織物を含む）・莫大小および同製品・綿縫糸およびレース糸・時計・陶磁器・瑠璃鉄器・硝子製品・セルロイド製品・燐寸・護謨製品・紙・化粧品・染料・顔料・塗料および工業薬品・売薬・漆器・真田・甌具・鈕釦・刷子・洋傘・帽子・革および同製品・木竹類製品・扇子および団扇・文房具（鉛筆）・花筵・野草筵其の他の敷

19) 原田敬一「近代都市の消費構造——市場と地域社会——」(『市場史研究』6号, 1989年)。

20) 竹内庵「大正五年重要物産同業組合法の改正と経済調査会」(『四国女子大学紀要』10巻2号, 1991年)。

物・水産物（製造物を含む）・乾物・缶詰食品・果物・百合根・除虫菊および同製品

上記の品目のうちゴチックで表示したものは、重要輸出品工業組合が設立されてしかるべき重要輸出品目としても主務大臣から指定されているものである。これに、布綿製品、金属製品・人造真珠を加えた22種品目が重要輸出品工業組合関連の品目である。

共通の品目があることは確かであるが、必ずしも全てが一致しているわけではないことに気付く。両法が同時に提案・公布されているという事実を目を奪われて、両法が各取扱品目について相互に対応していると速断し、単に輸出振興策の観点からのみ重要輸出品工業組合の成立を論じるのではなく、さらに歩を進めて同業組合解体史の一齣としても把握すべきことを、我々に示唆しているように思われる。

この両法によって、製造業者＝生産者と商人＝問屋がそれぞれ別の組合を組織することになった。従来の商・工全業者によって組織されるとする同業組合の組織原理がとにもかくにも公けに否認された。時期はやや下るが、昭和7（1932）年、西邦瑠璃鉄器工業組合の海外商企業との直取引に対して、日本瑠璃鉄器輸出組合は従前通り輸出組合員を通して輸出商談すべきであると抗議しているが、両法立法のねらいはその目標を達成したといつてよい。これは一例にすぎない²¹⁾。

こうしたことを強調するのは、重要輸出品工業組合法の成立について、先行研究²²⁾が以下のように理解しているからである。大正12（1923）年8月、産業組合法による有限責任輸出織物販売利用組合の永久社が設立認可された。ついで、重要物産同業組合法の検査取締りと産業組合法の共同施設とを統合したような新組合法制定の必要を痛感した高柳信蔵は浜松工業試験場長山本又六と協力の上、新組合規程要綱を作成し、農商務省に出頭して新組合法制定の急務を説いた。永久社の実地運営に関する請書及びそれが提出した草案を重要な参考資料として法案が作成され、大正14年3月重要輸出品工業組合法が公布された。かくて、この法律に基づいて翌15年8月には遠州輸出綿織物工業組合永久社の設立が認可された。これはわが国における最初の重要輸出品工業組合であった、と整理している²³⁾。

一貫して述べて来ているように、輸出振興策の観点が重要であることは間違いないが、この観点だけでは事の全貌をとらえ切れないところがあるのではないだろうか。

IV 両法制定への前史

そこで、神戸大学経済経営研究所編『新聞記事資料集成 貿易編 第一巻』²³⁾を手がかりに、

21) 拙稿「戦間期輸出組合に関する覚書——同業組合解体史の一齣——」(『同志社商学』41巻3・4号, 1989年)。

22) 山崎廣明「両大戦間期における遠州綿織物業の構造と変動」(法政大学経営学部『経営志林』6巻1・2号, 1969年)。

23) (大原新生社, 1974年)。以下頁数は省略, 日付と出典紙名のみを付す。

関連記事を抜萃し、輸出組合法と重要輸出品工業組合法制定への前史を探ってみることにする。すでにあげた生産調査会と経済調査会のそれら以外に、いかなる動きがあったか。

(史料7) 大正10年6月30日付『神戸』

商議貿易振興成案(→)全国商業会議所決議

(⇒)同業組合の輸出検査を経たる製品の輸出に対しては組合連帯して責任を負ひ以て品質の改善と検査の厳正とを期すること

(史料8) 大正10年7月19日付『中外商業』

東京実業連合会の貿易対策

製品統一 輸出専門の工場を設立し更に株式或は信用組合を組織し□海外輸出専門所を興し消極的には輸出検査局に於て厳正なる商品の検査を行ひ更に積極的には同業組合を励行し組合以外の同業者無からしむる事而して製品は之に等級を附し標準価格を定めて公告の方法を講ずる事

(史料9) 大正10年10月9日付『神戸』

神戸商業会議所商工振興決議

五、商工業同業組合の改善発達、生産販売組合の組織及各種事業の統一を図り生産の振興改良に努むること

六 輸出品の検査を励行すること

大正10年代の全国商業会議所・東京実業連合会・神戸商業会議所の貿易振興策には、製品検査と同業組合の強化が、念頭にされている。が、一方ではこの頃にあつてすでに、輸出産業組織の改善のためには「製造販売各部を整理し製造業者自ら輸出業に従事すべきこと」という論説も見られる(大正10年10月30日付『新愛知』)。

輸出組合法ということばが見られるようになるのは、大正13年ごろのことと思われる。

(史料10) 大正13年6月28日付『大阪時事』

東京実業組合貿易振興対策七ツ

一、貿易金融機関を新設し輸出業者及び原料品の輸入業者に金融の途を開くこと

二、国産品の共同輸出に依り輸出促進を図る為輸出組合法を急速制定すること

この頃になると、輸出品の生産方法の改善策としては、組合の共同経営が必要であり、そのためには現行同業組合法の根本的改正が必要であるとの判断が、農商務省でとり上げられるようになっていく。

(史料11) 大正13年9月6日付『大阪朝日』

輸出品の生産方法改善策

農商務省に於ては輸出貿易促進に関し過般来商業会議所輸出組合連合会等よりの陳情或は建議あるに鑑み種々具体的に研究中のことは既報の如くであるが単に輸出通商関係の事のみ考慮するもその効果少なしとの故を以て目下輸出品の生産方面の改良販売組織の改善に

ついて審議中であるが改正すべき骨子は

- 一、絹織物輸出品の品質向上に関する検査制度の改正
 - 二、同業組合法の改正
 - 三、輸出品生産行程の改正助長
- ……（中略）……

本邦現在の中小工場の弊は共同組織を欠く結果生産品の規格の不統一を来し又価格競争の為に品質低下を来すと云はれるが之が救済策としては組合の共同経営に埃たねばならぬ夫れがためには検査を業化する同業組合組織の改正が先決問題であるが之には現行同業組合法を根本的に改正の必要ありと見られる。

農商務省が輸出促進のためには、重要物産同業組合法の大正5年に引続く再改正が必要であると考え始めたのは、大正12年頃のこのようである。

（史料12）大正13年9月13日付『大阪時事』

輸出貿易促進策、能率増進と製品統一

農商務省は各種の輸出組合の基礎を鞏固ならしむべく前年来懸案となれる主要物産同業組合法の改正に就ても出来る限り輸出促進を加味したる改正案を通常議会に提案する筈

大正13年9月ごろには、農商務省は商務局が輸出業の組合組織の法制化、工務局が中小工業の組合組織の法制化のための作業にとりかかっている。大正13年9月22日付『大阪毎日』は「貿易と工業の促進、両組合法を制定して」という見出しで、「商務局は高橋農相の熱望しつつある共同経営意見に基き貿易組合法を制定して輸出業者の組合組織を奨励し団体の力を以て各自の信用を維持し経営に便せんとするもの」、また「工務局は中小工業の共同的経営を奨励し製品の改善統一を計り生産費の低下を計るべく目下工業組合法案の制定に着手して居る、而して工業組合法案の精神は現行同業組合法と産業組合法の長所を打って一丸としたものと」、報じている。

この記事では「貿易組合法」といっている中小輸出業者のあらたな組合組織法の考え方はこれ以前からあったようで、大正10年7月22日付『読売』は「日本貿易協会発表輸出促進意見書」が「輸出信用組合組織の研究」の要ありと述べていると、報じている。先に引用した（史料10）の大正13年6月28日付『大阪時事』も、「貿易金融機関を新設し輸出業者及び原料品の輸入業者に金融の途を開くこと」を、東京実業組合が貿易振興対策のひとつとして主張していると、報じている。

このような背景は大戦後の反動不況によるところがあると思われるが、明治43（1910）年の生産調査会の答申案、大正5（1916）年の経済調査会における商工局長岡実の発言にあるように、製造業者だけによる輸出組織を既に構想していたと推定できる農商務省にとっては、渡りに船であったとしていいだろう。農商務省が小規模な輸出業者を組合に組織して資金上保護し、貿易振興を目指すとした記事がある。

(史料13) 大正13年9月2日付『東京朝日』

農商務省の貿易振興策立案

腹案の一として伝へらるるものには主として小資本家の輸出業者を保護せんとする輸出業者組合を作って之れに資金の利便を与へて輸出振興に処せんとするもの如くであるが当局の意嚮としては此の輸出業者組合によるか或は別個の輸出策を講ずるかを未だ決定していないが何れ此の両者が立脚して立案される運びとなろう

以上のような経過のうちに、大正13年10月上旬までに、輸出組合法と重要輸出品工業組合法——この時点では、まだこの名称に確定していないように思われるが——の腹案は固まった。大正13年10月4日付『大阪朝日』は「貿易振興腹案 成る」と報じ、同日付の『大阪時事』は「貿易組合立案説明意見交換」との見出しのもと「商務局にて立案したる輸出組合に関する規定と工務局にて立案したる工業組合に関する規定」の両案が、当時の商工業の行詰りを打破る方策であると報じている。

ところで、輸出組合は「世界大戦後の大変動以来資力の薄弱な輸出商人がほとんど活動力を失」(大正13年10月1日付『中外商業』)ったことに鑑み、政府保証のもとの輸出資金を低利で供給するための受け皿としての組合組織とするの構想があったが、これに対して一流貿易業者は一斉に反対の意見を述べた。大正13年10月5日付『大阪朝日』によると、岩井商店の岩井勝次郎はそのような資金があるならば「生産業者に貸した方がまだ良い位である」、日綿副社長山田穆は「モット根本に触れよ」「一流貿易商は目下別段資金難に苦まず資金融通の必要を感じている者は概して小貿易商である」、三井物産大阪支店長野依辰次は「製造業の助成が急務、内地製造業の発達助成で商品の優良統一を期せねば、かかる組合がいくら出来ても駄目だ」と、批判している。

V 問屋資本と中小工業

上記のような前史を経て、大正14年3月重要輸出品工業組合法と輸出組合法は公布されることになるが、その直前2月3日付の『国民』の記事はこう述べる。

(史料14) 大正14年2月3日付『国民』

工業組合法は有効なるも輸出組合法は骨抜き

工業組合法は従来の重要物産同業組合法による商品検査等は消極的共同施設であったに比し、共同設備の設置其他組合員の営業に関し一種の共同施設等営業上の積極的共同を行ふものであるから政府が期待するが如き効果を挙げ得るかは疑問であるが、我国輸出の減退の一大原因が粗製濫造にある現状に鑑み悪徳製造業者を規束し得て相当効果あるものと思はれるが輸出組合法は寧ろ無きに優る底のものと思われて居る、即ち我国の輸出商の不振の原因は、金融機関の施設なき為めであって我国の輸出は長期の信用制度僅に三ヶ月に過

ぎず充分の活動を為すことが出来ぬ憾みがある……（中略）……此の法案に依っては何等金融の途を開かれざるは折角の同法をして空文に終らしむるの憾みがある

要するに、重要輸出品工業組合法は当該業者にとって有意義であるが、輸出組合法は当該業者にとっては無意味であるといっているのである。次の（史料15）にあるようにもともと「工業組合の趣旨は問屋の支配下にある中小工業者を問屋の手より解放して技術者が自ら以て満足すべき優良品を生産し得るやうの組織を与へんとする」ところにあったからである。

（史料15）大正14年9月1日付『神戸』

重要品及び輸出組合両法運用の前途

工業組合の趣旨は問屋の支配下にある中小工業者を問屋の手より解放して技術者が自ら以て満足とすべき優良品を生産し得るやうの組織を与へんとするものであるが中小工業者の多くはその資力信用極めて薄く内にも玩具セルロイド製品刷子具釘人造真珠等の製造者に於てその傾向が著しく之等の内には宛然問屋の雇人の如き観あるものが少くないので之等のものが問屋の支配下を脱し組合に頼って独立せんとするも鞏固にして活動力ある組合を組織するに必要とする程の出資金を何等苦痛なく出資得るものは極めて稀なる有様であるから組合に対する低資の融通若くは無担保貸付の途なき限り同業組合に担って工業組合の設立を阻まんとする問屋側の資力ある反対に対抗し得るものではない

上記とほぼ同文の記事が、同年8月30日付『国民』にもあるが本稿も含めてこれまで私が同業組合問題に関して蒐集して来た諸種の史料は、私の偏見の集積では決してなかったことを、この記事は語っていると思う。まことに、事実それ自体の中に論理が秘められているというべきである。

ともあれ、こうして、明治以来の政府経済官僚が脳裡に描いた、問屋資本から自立した中小工業の世界が制度的にも保証されることになった。

大正15（1926）年3月5日付『東京朝日』によると、両法による組合届出申請設立状況はこうである。

届出中の輸出組合

日本毛布輸出組合・対露輸出組合・京都対米輸出組合・神戸野菜果実輸出組合

申請中の輸出組合

日本柑橘輸出組合・敦賀露満輸出組合

認可済の重要輸出品工業組合

東京荏原麻真田組合・大阪泉北第一区織物組合・大阪泉北第三区織物組合・福島県相馬絹織物組合

申請中の重要輸出品工業組合

東京松枝セルロイド玩具工業組合・横浜輸出絹物染色組合・秦野輸出綿縮組合・日本ガラス腕輪組合・日本セルロイド腕輪組合・関西洋傘骨製造組合・大阪化粧ブラシ製造組合

新聞記事に脱漏があるのかも知れぬが、先行研究がわが国最初の重要輸出品工業組合とする遠州輸出綿織物工業組合永久社の名前はこちらに見ることができない。

要するに、輸出組合は不人気であった。大正15年5月20日付『大阪毎日』は、「輸出組合法制定以来商工省は各方面に組合設置を懇願しているが申請者少なくいまだ一つも認可したものはなく」と、報じている。そして、設立認可申請中のものは、日本柑橘輸出組合（横浜）・京都重要物産輸出組合（京都）、発起届出中のものは対露輸出組合（東京）・日本毛布輸出組合（大阪）・日本馬鈴薯玉ねぎ輸出組合（神戸）、計画中のものは対南洋輸出組合（東京）・北海道水産物輸出組合（函館）・衣装絹布輸出組合（横浜）・日本百合根輸出組合（横浜）としている。

ここに明らかなように、輸出組合は業者に人気がなく、大正15（1926）9月2日付『時事』によると、この時点で工業組合は既設14であるに対し、輸出組合は2にすぎぬので「成績不良に鑑み輸出組合法を改正」することが考慮されていると、報じられている。そして、同日付の『国民』によると、商工省は輸出信用保証制を立案すべく、来年度予算に調査費を要求したとしている。

輸出商が輸出組合法にかけた望みは輸出品検査権の獲得であった。昭和2（1927）年10月23日付『大阪朝日』によると、「関西方面の輸出商により特に要望せられている輸出組合にもその取扱ふ輸出品の検査権を附与すべく現行重要輸出品工業組合法施行規則中の『重要輸出品工業組合の検査を経るにあらざれば輸出することを得ず』とあるを改正し輸出組合をも追加すべしとの陳情」が、あったようである。これについては商務・工務両局の意見は一致しなかったが、中橋商相の判断により、同年10月21日の商工省議で重要輸出品工業組合の検査権は現状維持に決定し、輸出組合には与えないとした。こうして、（史料16）が記すように、「従来同業組合の輸出検査に殆ど圧倒的威力を振っていた輸出商」は工業組合の設立に依りその検査権を奪われる。問屋資本は、その活躍の場を制限されていく。

（史料16）昭和2年10月23日付『時事』

従来同業組合の輸出品検査に殆ど圧倒的威力を振っていた輸出商は工業組合の設立に依りその検査権を奪はれ僅かに輸出組合を設立して工業組合に対抗せんとするも現行法に輸出組合の検査権に関する明確なる規定なきため輸出品の検査を許容されないで新たに工業組合に対立して輸出組合にも検査権を附与されたといふのであるが工務局は両法制定の根本趣旨を盾に取り強く之に反対しているので商相が之に決裁を与へない限り輸出商は工業組合の検査に従ふの外ない訳である

輸出商は、頽勢を挽回すべく、その後も輸出組合に検査権を獲得するため大阪商業会議所に応援方を依頼する（昭和2年12月8日付『大阪毎日』）。また、重要物産同業組合も重要輸出品工業組合の検査権に異議を唱えるなど、輸出品検査権争奪戦が熾烈である。同業組合がこの争いに参入して来たのは、「同一地区内に同業組合と工業組合がある場合は何れの組合にても検査が受けられる事となつてゐるが、工業組合側では之は工業組合で先づ検査するのが至当であ

るとし同業組合のあるなしに拘らず工業組合の検査を受ける事とすべく当局に運動を開始したのに端を發し」(昭和2年12月13日付『大阪時事』)ている。

このような経過のうちに、政府の同業組解除政策——それは問屋資本主義破砕政策として政府官僚は観念しているのだが——は進行し、昭和6年には(史料1)の趣旨を盛り込んで重要輸出品工業組合法が改正され、適用範囲が国内向産業にまで拡大した工業組合法が成立、ついで翌7年には商業組合法が制定され、商工を分離する組合体制がここに制度的に完成する。商業組合法の成立により、小売業者は自らのみの組合を設立することが容易に出来ることとなり、ここに問屋あるいは卸商の支配を受けない、独自の発言権をもつ組織を有することになる。卸商・問屋資本主導の同業組合に対する小売商の商業組合という産業組織対抗図式の成立である²⁴⁾。

政府の巧妙な同業組合否定策、なし崩しの解体策に対して、同業組合側も昭和9年・12年・13年の3回にわたり全国大会を開き、その地位の保全を目指す政治運動を展開する。その要求内容は、3回の大会を通じて、政府の解体政策の浸透度をも写し出している。3回の大会を通じて、同業組合を並存する諸組合の中の中枢とせよとの主張は一貫するが、昭和9年次には、「(9)同業組合ニ生産統制権ヲ賦与スルコト」、「(11)工業組合ニ附与スル工業者ノ利益偏重的統制ハ之ヲ是正セラレタキコト」²⁵⁾などの要求が見られるが、昭和12年には強制加入権の徹底と検査権の主張が主眼点であり²⁶⁾、翌13年では加入強制原理の貫徹要求に縮少されて来ており、そうした要求をする根拠として、同業組合は、横断的構成を組織上の特徴とする工業組合や商業組合などとは異なり、縦断的構成をその特質とするから、当時の統制強化を必要とする非常時局の「国民経済」に適合的であるという主張を持ち出している。

しかし、政府はこうした要求に耳を貸そうとはしなかった。昭和13年次の運動主体は商務局主管の組合、すなわち製造業＝工業部門よりは商業部門に主にかかわる同業組合であり、繊維・陶磁器・漆器・藁草・麦稈・藁関係のような日清戦後経営策に基づく輸出振興策との深いかわりを有した工務局主管に属する組合は殆んど見られない。そうした同業組合は工業組合法による工業組合に、その地位を否定されてしまっていたからである²⁷⁾。政府による同業組解除の試みはほぼ成功したといえるであろう。

重要物産同業組合法が国の法律制度としても廃止されるのは、昭和18年3月12日のことである。といっても、これは形式上の手続でしかなかったといってよいであろう。

24) 拙稿「同業組合と商業組合——雑誌『商業組合』を手がかりに——」(『同志社商学』37巻4号、1985年)。

25) 前掲拙稿「同業組合と営業の自由」。

26) 拙稿「同業組合と日本資本主義——昭和12年同業組合全国大会の紹介をかねて——」(『社会科学』35号、1985年)。

27) 拙稿「終焉期の同業組合——昭和13年同業組合全国大会——」(『同志社商業』42巻4・5号、1991年)。

VI 問屋資本と小売業

以上を通して、同業組合は主として問屋資本のための組合組織であったことを、我々は確認できる。従って、中小工業の自立的発展を実現するためには、かかる問屋資本中心の組合組織を解体することが必要であって、そのために政府はそれに代る組織化政策を実施したのだと理解してよい。

残る問題は、問屋資本の支配は商工業両面における支配であった筈だから、製造業支配の解体のみならず、小売業の問屋からの自立という側面の具体的解明を行うことである。しかし、研究史を振り返ればすぐ気が付くことであるが、前者についての研究は結構あるが、後者については殆んどない、というより問題としてすら意識されていないようである。

たとえば、江尻弘の論文²⁸⁾によると、日本の商取引は口頭契約、委託契約・消化仕入契約、手形取引契約——これに対して欧米は書面契約、買取契約、現金取引契約——を特徴としており、こうなったのは、(一)日本の流通システムにおける過当競争構造に由来する買手市場構造、(二)買手が優位を占めるため生ずる契約の恩恵性や従属性、(三)納入業者は百貨店の気嫌を損うのを危惧して書面契約を差し控え、買手の危険負担を要求せず現金取引を望まなかった。その百貨店と納入業者との商取引構造が他の小売店と納入業者との関係にも波及して、次第に日本的な特殊契約形態が一般化するにいたったという事実も否定できないだろう、とする。

こういう説明が成り立つためには、日本の流通業界では問屋資本が、以前から小売業者に対しては弱い立場にあったということが前提としてなければならない。しかし、その前提が成り立ちがたいことは、製造業に対する問屋資本の位置を観察して来た本稿の結果からすると、いささか無理であろう。

宮本又次は、大正期の問屋の機能について「当時の問屋はその代金取立方法による金融的機能を以て中小商工者殊に小売人に恩恵的立場をとりしものと見るべく」²⁹⁾と、述べている。宮本がこの論文でその多くを依拠した材料は、大正3年10月の日本銀行調査局『問屋取引に関する調査』であるが、宮本論文が「延取引又は金融的機能を中心として大正初期の問屋は誠に必要にして十分なる活動をなし」ていたとするのは事実在即していると思われる。また、昭和初期に関しては、山口和雄監修の資料³⁰⁾によると、木炭(64ページ・70ページ)・麻織物(22ページ)については、問屋と小売業者との間の取引で、後者が金融関係において前者に対して信用取引の恩恵にあずかるないしは「支配下」にあることが明記されている。

28) 江尻弘「日本における商取引契約形態の類型と特質」(『ジュリスト』950号, 1990年)。

29) 宮本又次「大正初期の卸問屋」(日本経済史研究所編『経済史研究』29巻4号, 1943年)。

30) 山口和雄監修『近代日本商品流通史資料 第13巻——商取引組織及系統ニ関スル調査——』(日本経済評論社, 1979年)。

次に、流通業者＝商人の同業組合による清酒の価格決定の事例をひとつあげておきたい。

(史料17)

1 各価格は販売元より取り極め組合事務所へ届出するものを以て定価を定む、若し不当の定価と認めたるときは協定の上相当の定価に改むること

1 定価を届出でざるものに対しては役員会に於て決議の上確定したるものを以て定価を定む

…… (中略) ……

壘詰酒濫売取締りのため左記十三種の最低売価標準決定

標準酒 白鶴 桜正宗 富久娘 菊正宗 忠勇 泉正宗 金露 世界長 月桂冠 愉快
沢の鶴 山星 名山³¹⁾

これは大阪酒類商業組合の明治44 (1911) 年の決定である。この組合は「問屋業者、仲立業者、卸売業者及小売業者」によって明治39年に設立されているが——清酒業界では、製造業者＝酒造業者は同業組合法ではなく酒造組合法に基き独自の業界団体を結成することに制度上なっていたことについては先に述べたところである——、同業組合が流通部門でも支配力を有していることを明示している。この組合が価格決定権を失うのは、大正10 (1921) 年8月19日付の農商務次官通牒が、同業組合による売価標準の決定を禁止したからである。その組合の『沿革史』は記す。「大正11年7月13日には銘酒壘詰の売価標準を撤廃の止むなきに到り、爾今銘酒壘詰は蔵元発売元の発表価格に従うこととなる」³²⁾。

近世社会から近代社会への移行に関しては、問屋資本の流通支配からの後退をも問題として意識すべきであろう。それは、各国ごとのその態様のちがいを視野に入れた比較史的研究にまで至らねばならないであろう。この際心しておかねばならぬことは、問屋資本が果していた、一般に分業社会が必然化する流通諸機能に基づく分前と問屋資本が握っていた国民総生産のうちの経済的余剰請求権限に基づくそれらを混同しないようにすることであると思われる。

ドイツにおいても小売業が問屋資本に金融的に依存するところが大きかったことは、ルートヴィヒ・ベレコーフェンが、1800年から第1次世界大戦までの工業化の時期に関して述べている。「しかし、通常の小売商はめったにそれほど資本力はなかつたので、自分だけで資金を融通することは出来なかつた。そして、それがため、問屋ないしは問屋の信用供与と債務支払能力に対する、小売業者の依存はそれはそれで相当なものであつた」³³⁾。

くり返しになるが、問屋資本の支配は製造業の分野のみならず、流通わけても小売業の分野にも及んでいたのであるから、今後後者の局面における問屋資本の動向を——それが果した流

31) 『創立三十周年記念刊行 大阪酒類商同業組合 沿革史』35～36ページ (同組合事務所, 1936年)。

32) 同上書, 38ページ。

33) Ludwig Berekoven, *Geschichte des deutschen Einzelhandels*, 29ページ (Deutschen Fach Verlag, 1987年)。

通一商業機能と経済的余剰の分配上の決定権力の問題を明確に分離した上で——木目こまかく追究することもひとつの重要な研究課題たり得るのであるまいか。

VII 余 論

Iの部分でも記したように、近代日本社会における同業組合問題については、従来研究対象として、これを真正面からとりあげられることが余りなかった。そうした中で、数少い優れた研究も幾つかあるが、由井常彦『中小企業政策の史的研究』（東洋経済新報社、1964年）が代表するように、中小工業すなわち製造業とのかかわりから同業組合問題に考察を加えるのが通例である。日清日露の戦後経営論の視角からの研究が最近みられるが、これはその系であろう。これはこれで重要な分析視角であることに間違いはないが、問屋資本の本質に思いを致すとき、どうしても商業・流通分野における同業組合の位置と役割についての検討を加えなければ、いかにしても片手落ちといわざるを得ない。同業組合が問屋資本のための「強力な支柱」（81ページ）をなすものであったとの認識は、すでに尾城太郎丸『日本中小工業史論』（日本評論社、1970年）が示すところである。

同業組合問題が問屋資本の動向と深く結びついていることは、本稿で具体的史実をあげかなり指摘できたと思う。問屋の流通分野わけても小売業支配については、今後さらに事例を蒐集し、明らかにする必要がある。製造業と流通業の両分野において、問屋の有した諸機能がどのように解体していくのか、またどのような機能が次の経済体制にも維持されていくのかを究明しなければなるまい。

こうした問屋資本の強力な支柱となった同業組合が近世株仲間と密接な関係があることをいち早く指摘した業績が、宮本又次の『株仲間の研究』（有斐閣、1938年）である。それを受けて、安藤春夫「同業組合の史的発展」（内池廉吉『小売業統制論』同文館、1938年）がある。その後、小池金之助『同業組合及準則組合』（昭和図書、1939年）も、この面については、かなり深い関心を示している。だが、第二次世界大戦後の研究史は、その層が薄いことだけでなく、株仲間との関係を追求することを殆んど放棄して来ているのが特徴といえる。しかし、これが誤れる分析視角であることは、本稿が示した史実——たとえば、重要輸出品同業組合法発布時の東京での「同業組合法発布記念祝宴大会発起準備会」——に照しても明らかである。重要物産同業組合法の公布時に、北海道と沖縄県では、業界側からの同業組合設立の動きが余り目立たないという指摘³⁴⁾、この際貴重なデータとなる。

株仲間との関連でもその意味の解明を要するのが、同業組合側が最後まで固執した加入強制の原則である。加入強制を先験的に前近代的な経済原理ととらえるのは如何かとする議論もあ

34) 安岡重明の同志社大学人文科学研究所主催第二研究での研究報告（1990年5月21日）。

るが、ドイツ中世都市のツンフトも加入強制から始まって後に加入制限に至ったという史実を³⁵⁾、まずここで思い出しておくことにしたい。

その上で、考えてみるに、吸収・合併をも想定する競争原理の貫く経済社会には、加入強制原則はなじまない、というより不必要であるとすらいえよう。何故なら、全同業者強制加入ということは、お互いに自由競争をするのでなく、大は大なりに小は小なりに現状を維持しているという思考様式なのであるから。近世の株仲間には休株や明株という制度がある。こういう制度が成り立ったのは、近世社会が吸収・合併を想定する競争原理の経済社会という建前をとっていなかったからである。

岡田与好は「営業の自由」とは「国家からの自由」をあらわすだけのものではなく、同業組合による営業独占や「営業制限からの自由」をも意味するという³⁶⁾。この点を考慮すると、加入制限ではないから新規参入は誰にでもできるとしても、加入強制原則は、吸収・合併を想定する競争原理になじまないという点で、たしかに「営業の自由」と対立する面があるといえる。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」いわゆる独禁法が第二次世界大戦後公布されるまで、「営業の自由」の理念が自生的に民衆の中から国民的関心の的として登場しなかったかに見えるのも、同業組合に法制上も公認されていた強制加入原則の存在によるところが大きいのではないだろうか。

日本の経済社会は激烈な競争社会であると通例いわれる。戦前段階においては、たとえば、同業組合を組織することの許されなかった紡績業界で、吸収・合併がくりかえされ、大紡績企業が成長していったことは周知の事実である。が、他方に、加入強制原則を有する同業組合に基盤を有する中小商工業が多数存在したのが、戦前期日本経済の実状であった。かかる同業組合体制の下で、吸収・合併の手段をとらず、しかも近代日本の資本主義体制の下で、その企業を拡大するために、あるいは営業を維持するために、あみ出されて来る経営戦略は一体いかなるものであったか、それが次に明らかにされねばならぬ課題のひとつのように思える。

(1991年7月30日成稿、同8月13日補整)

(附記)

逆井孝仁教授記念号に、寄稿の機会を与えられたことを心から光栄とするものである。当初は逆井先生の御専門の日本経済思想史の分野で、何か寄稿しようと考えた。また、これが礼儀でもあるのだが、今の所、時間的に間に合いそうにないので、本稿でもってその責を果すことにしたい。本稿は1991年度経営史学会関西西部会大会報告を骨子にしたものである。「国益」思想を手がかりにした、日本経済思想史の論文は、先生から戴いた御教示を生かし、いずれ近いうちに発表したいと思っている。

35) 諸田実「中世都市とギルド制度」222ページ(大塚久雄他編『西洋経済史講座 I』岩波書店,1960年)。

36) 岡田与好『独占と営業の自由——ひとつの論争的研究——』(8~9ページ,木鐸社,1975年)。